

国住指第1898号
令和元年10月1日

関係団体 代表者 殿

国土交通省住宅局建築指導課長



大手賃貸共同住宅供給事業者において対応が望まれる品質管理の高度化指針の策定について

平成30年4月以降に判明した共同住宅に係る界壁、外壁及び天井が法定仕様に適合しない仕様となっている事案等の発覚を受けて、「共同住宅の建築時の品質管理のあり方に関する検討会」を設置し、再発防止策等についてご検討いただき、令和元年8月2日にとりまとめを行っていただいたところです。

とりまとめにおいては、一定程度規格化された賃貸共同住宅を多数供給する事業者において不適合事案が発生した場合の社会的影響の大きさに鑑み、「大手賃貸共同住宅供給事業者において対応が望まれる品質管理の高度化指針を策定」が再発防止策の一つとして提言されております。

今般、上記提言を受け、規格化賃貸共同住宅供給事業者の設計業務及び工事監理に関する業務を対象として、大手賃貸共同住宅供給事業者において対応が望まれる品質管理の高度化指針（以下「本指針」という。）を策定いたしました。

本指針は、共通規格策定段階及び個別の設計段階における法適合確認及び関係図書間の整合確認における複層的な確認、工事監理を適切に行うための体制の確保、工事監理マニュアルの策定、「賃貸共同住宅に係る工事監理ガイドライン」（令和元年10月1日策定）に基づいた工事監理の実施などを定めるものです。

貴団体におかれましては、本指針に基づき、規格化賃貸共同住宅供給事業者の設計業務及び工事監理に関する業務が適切に実施されるよう、貴団体所属の事業者にも周知していただきますようお願いいたします。